

静 情 審 第 2 1 号  
平成22年 1 月 25 日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会  
会 長 興 津 哲 雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成21年 2 月 6 日付け自財第362号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定の財団法人の寄附行為変更認可申請書の部分開示決定に対する異議申立て  
（諮問第162号）

## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県知事は、非開示とした部分のうち、「寄附行為変更後2年度分の事業計画書及び収支予算書」を開示すべきである。

### 2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成20年10月22日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成12年静岡県条例第58号。以下「条例」という。）第6条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇〇が平成20年10月1日以後提出した寄附行為変更申請書及び添付書類一式」の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求書に対応する公文書として、「財団法人〇〇〇（以下「本件財団法人」という。）の寄附行為変更認可申請書（平成20年10月16日付け）及びその添付書類」（以下「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 平成20年11月5日、実施機関は、本件公文書のうち、「理事会議事録」中の氏名、「評議員会議事録」中の氏名及び「財産の権利及び価格を証する書類」中の土地代金等は、条例第7条第2号に該当するとの理由で、「寄附行為変更後2年度分の事業計画書及び収支予算書」は、同条第3号に該当するとの理由で、非開示とし、その余は開示するとした部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (4) 平成20年12月30日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、平成21年1月5日、実施機関は、これを受け付けた。

### 3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の一部を取り消し、実施機関が非開示とした部分のうち、「寄附行為変更後2年度分の事業計画書及び収支予算書」（以下「本件情報」という。）の開示を求めるといものである。異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述で主張している異議申立ての理由を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件財団法人は、市勢の進展と市民の福祉の増進に寄与することを設立時からの目的としている以上、個人情報に關与しない限り、本件情報を公開するのが原理・原則であり、情報公開制度の理念である。
- (2) 本件財団法人の主たる事業は、工業用地及び住宅用地の取得、その他各種公共用地の取得、造成、管理及び処分が業務の主要部分を占めており、公開の義務と説明責任は行政庁にあることから、関係法令等により、住民に対し個人情報を除いて、公開すべきである。

#### 4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件情報は、条例第7条第3号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当することから、非開示としたものである。同号アは、条例解釈及び運用の基準（以下「条例解釈」という。）によれば、「権利利益を害するおそれがあると認められるもの」として、「経営方針、経理、人事、労務管理に関する情報その他通常法人等又は事業を営む個人の内部管理に属すべき情報であって、当該法人等又は個人の意味にかかわらず公にすることにより当該法人等又は個人の自治に対する不当な干渉となるもの」とされ、「公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の権利利益を侵害するおそれがあるかどうかは、法人等又は事業を営む個人の事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断する」とされている。

非開示とした本件情報は、寄附行為変更認可申請書に添付して提出されたものである。一般的に公益法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第38条の規定による改正前の民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された公益法人をいう。以下同じ。）の事業計画及び収支予算は当該事業年度の開始前に理事会等の承認を得て決定されるものであり、本件財団法人の寄附行為第11条でも、「事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承諾を得なければならない。」とされている。これに対し、寄附行為変更認可申請書に添付された本件情報は、本件財団法人の今後の経営方針、事業予定や予算等の見込みを記載したものであり、いまだ理事会の承諾を得たものでもなく、団体内部の未成熟な情報である。さらに、知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和50年静岡県規則第17号。以下「監督規則」という。なお、監督規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成20年静岡県規則第54号。平成20年12月1日施行）第13条により、廃止されている。）第5条は「公益法人は、設立当初の事業年度を除き、事業年度開始後速やかに、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を知事に提出しなければならない。」と規定しており、あくまで当年度の事業計画書及び収支予算書の提出を求めているに過ぎない。これらにより、本件情報は、公開することを前提とした当年度の事業計画及び収支予算書とは性格を異にするものであり、一般に公にすることを予定されない。

- (2) 本件情報には、特定の場所、事業やそれに係る収入及び支出等が記載されている。裁判例には「一般に、法人等の特定の事業に関する収支計画及び資金計画は、当該

事業に関する財務計画であって、法人等は内部情報として管理しており、外部に公表されることを欲しないものであり、それが公開されると当該法人等の資金調達力や経営戦略が明らかとなる情報であり、したがって、これらの情報が公表されると当該法人等の競争上の地位を害し、法人等に著しい不利益を与えるものであるといえることができる。」（浦和地裁平成9年7月14日判・平成7年（行ウ）第5号。以下「判例1」という。）といった判断もあり、さらに具体的な場所や支出金額の公表に及んでは、今後の本件財団法人の契約等について第三者が不測の干渉をなすおそれがあると認められるものである。以上のことから、本件情報は、条例解釈の「経営方針、経理、人事、労務管理に関する情報その他通常法人等の内部管理に属すべき情報であって、当該法人等又は個人の意思にかかわらず公にすることにより当該法人等又は個人の自治に対する不当な干渉となるもの」であり、「権利利益を害するおそれがあると認められるもの」として判断したところである。

また、公益法人の決算書等の公開に係る裁判例では、「現実に活動する社団法人の目的とする公益事業は多方面にわたり、組織の規模、運営状況、目的達成のための財産的基盤及びその安定発展のためにとっている方策は法人ごとに異なる上、事業の公益性の程度にも差があり、これらの点は社団法人の社会的評価、信用等にもかかわる事柄であり、右の内部的事項については社団法人といえどもみだりに公開されない利益を有するというべきであって、営利法人について決算書等の公開が法律上義務づけられていることや公益法人が主務官庁の監督を受け財産状況につき検査を受ける立場にあることから、本件条例に基づく情報公開の運用上、およそ公益を目的とする社団法人は一律に決算書等を公開されても不利益を受けないとか、不利益なるものを考慮すべきではないということとはできない。」（徳島地裁平成4年11月27日判・平成2年（行ウ）第10号。以下「判例2」という。）との判断がある。判例2では、決算書の公開が争われているが、既に事業年度が終了した決算書であっても、公益法人との理由のみで公開されるべきではないと判断されている。これを本件についてみると、本件では決算書よりもさらに内部管理性が強い将来の事業計画であり、本件財団法人の目的が「市勢の進展と市民の福祉の増進に寄与すること」であっても、目的を達成する方法等について検討される事業計画は、「みだりに公開されない利益を有する」ものと思料する。

## 5 本件財団法人の意見

実施機関は、本件処分後、平成21年2月13日付けで、本件財団法人に対して、本件情報の開示決定等について意見照会を行い、本件財団法人は、平成21年2月19日付けで実施機関に対して「開示決定等に係る意見書」（以下「意見書」という。）を提出した。本件財団法人が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

本件情報のうち、〇〇跡地（以下「本件土地」という。）の取得面積及び取得金額について、開示されると支障がある。その理由は、本件土地の公売に参加する予定で

あることから、当該情報が開示されることにより、競争上の不利が生じるためである。

## 6 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

### (1) 本答申における規則等の名称の引用について

公益法人制度は、平成20年12月1日から新しい制度へ移行し、本答申で引用している規則等についても、現時点では廃止又は変更されているものがある。しかし、整備法第95条の規定により、本件財団法人などの特例民法法人にあっては、なお従前の例によるとされており、現時点においても当該規則等が適用されていることから、従来 of 名称をそのまま用いることとする。

### (2) 本件公文書の内容

本件公文書は、監督規則第7条の規定により、本件財団法人が実施機関に提出した寄附行為変更認可申請書及びその添付書類であり、そのうち、異議申立ての対象となっているのは、本件情報である。

本件情報は、「公益法人・公益信託事務の手引」（平成10年3月20日発行、静岡県総務部文書課編集。以下「手引」という。）により、公益法人が定款又は寄附行為を変更しようとするときは、変更の理由書などとともに、申請書に添えて、実施機関に提出しなければならないものである。また、手引により、実施機関は、公益法人の定款又は寄附行為の変更を認可するに当たって、当該法人の設立目的、事業内容等の大幅な変更により、法人としての同一性を失うおそれがないか、事業の増大により、法人の財政事情を悪化するおそれがないか等の審査をして当該申請を認可すべきかどうかを決定することとされている。

当審査会において、本件情報を見分したところ、事業計画書には、事業の概要、用地の取得・造成・分譲・賃貸借・管理等に関する地区名・面積・金額等の情報が記載されていると認められる。また、収支予算書には、科目名、予算額、前年度予算額、増減額、備考等の情報が記載されていると認められる。

### (3) 判断の前提

#### ア 事業計画書及び収支予算書について

公益法人は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成8年9月20日閣議決定。以下「指導監督基準」という。）の「7. 情報公開」により、当該事業年度に係る事業計画書・収支予算書などの業務及び財務等に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供することとされ、また、所管官庁においても、同様に、これらの資料を備えて置き、閲覧の請求があった場合には、原則として、これを閲覧させることとされている。また、「「指導監督基準の運用指針」について」（平成8年12月19日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ。以下「運用指針」という。）において、「公益法人は、積極的に不特定多数の者の利益の実現を目的とする、非営利の法人であり、日本の社会経済において重要な役割を担うとともに、相応の社会的責任を有して

いる。このような公益法人については、自らの業務及び財務等に関する情報を自主的に開示する必要がある。」とした上で、事業計画書及び収支予算書については、「当該事業年度の開始後、原則として、3か月以内に備え、次事業年度の事業計画等が備えられるまで、備え置くこと」とされている。

なお、本件情報は、本件財団法人が、寄附行為変更認可申請を行うための添付書類として、当該申請時点において、暫定的に作成したものであり、平成21年度及び平成22年度の正規の事業計画書及び収支予算書であるとは認められない。したがって、本件情報は、指導監督基準により、一般の閲覧に供することとされている現年度の事業計画書及び収支予算書とは異なる文書であると認められる。

#### イ 本件財団法人について

本件財団法人は、旧〇〇町（現〇〇市）が全額出資して設立された公益法人であり、その寄附行為第3条において、〇〇市の積極的な開発を推進するため必要とする各種用地を計画的に取得し、その造成、管理及び処分を行うとともに、港周辺における環境関連事業及び新エネルギーによる発電事業を行い、もって市勢の進展と市民の福祉の増進に寄与することを目的としている。また、本件財団法人は公益法人であることから、指導監督基準及び運用指針により、自らの業務及び財務等に関する情報を自主的に開示する必要がある法人であると認められる。さらに、本件財団法人における現在の〇〇市の出資比率は5%であり、理事9名のうち2名は〇〇市職員であることや本件財団法人の目的・事業内容から、本件財団法人は〇〇市との関係が深い法人であると認められる。

#### ウ 判断の時点について

当審査会は、通常、実施機関における処分時の判断の妥当性を判断することとしているが、本件については、本件処分後に、本件財団法人が実施機関に対して意見書を提出していること、また、本件財団法人の平成21年度に係る正規の事業計画書及び収支予算書並びに補正予算書が、本件処分後に一般の閲覧に供されたこと、さらに、平成21年12月7日付けで本件財団法人が宅地建物取引業（以下「宅建業」という。）を廃業したことなど事情に大幅な変化が生じていることから、本件については、これらの諸事情を含めて判断することが適当であると認められる。したがって、当審査会は、本件処分後に生じた諸事情も考慮した上で、現時点における本件情報の非開示情報該当性について、判断することとする。

#### (4) 条例第7条第3号該当性について

実施機関は、本件情報が条例第7条第3号で規定する非開示情報に該当すると主張するので、以下検討する。

第3号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、「ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」、「イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通

例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非開示情報として規定している。そして、同号アの「法人等又は事業を営む個人の権利利益を侵害するおそれ」があるかどうかは、法人等又は事業を営む個人の事業の性格、規模、事業内容等に留意しつつ、当該情報の開示をした場合に生ずる影響を個別具体的に慎重に検討した上で、客観的に判断すべきものであると解される。

なお、事業に関する情報が、同号アに該当するというには、主観的に他人に知られたくない情報であるというだけでは足りず、当該情報を公にすることにより、当該事業者の権利、公正な競争関係における地位、ノウハウ、信用等の利益を害するおそれが客観的に認められることが必要であり、また、同号アの「おそれ」が存在するというには、単に当該事業者に何らかの不利益が生じ得るという抽象的な可能性が認められるだけでは足りず、法的保護に値するがい然性が求められると解される。

本件情報について、既に正規の事業計画書及び収支予算書が一般の閲覧に供されている平成21年度に係る情報と、いまだ、正規の事業計画書及び収支予算書が一般の閲覧に供されていない平成22年度に係る情報とに分けた上で、とりわけ、宅建業に係る販売、営業等に関する情報であると認められる用地の取得、造成及び分譲に係る情報（以下「用地取得等の情報」という。）とそれ以外の情報とに分けて、以下検討する。

#### ア 平成21年度に係る情報

##### (ア) 用地取得等の情報

用地取得等の情報については、本件財団法人の宅建業に係る販売、営業等に関する具体性の高い情報であると認められるが、現時点においては、既に平成21年度に係る正規の事業計画書及び収支予算書が、指導監督基準により、一般の閲覧に供されている上、本件財団法人は、平成21年12月7日付けで宅建業を廃業していることから、用地取得等の情報を公にしても、実施機関が主張するような第三者が不測の干渉をなすおそれや競争上の地位等を害するおそれが生じるとは認められない。

また、本件財団法人が開示に反対している本件土地の取得面積及び取得金額についても、既に本件財団法人は、平成21年度補正予算において、本件土地の取得を取りやめ、さらに、宅建業を廃業していることから、現時点で当該情報を公にしても、公売等に関して競争上の不利が生じるおそれがあるとは認められない。

したがって、用地取得等の情報は、現時点で公にすることにより、本件財団法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められない。

##### (イ) 用地取得等の情報以外の情報

用地取得等の情報以外の情報は、おおむね本件財団法人の運営、管理等に関する継続的な情報や定型的な情報であるとともに、指導監督基準により、一般の閲覧に供されている平成21年度までの事業計画書及び収支予算書の情報とおおむね類似するものであると認められる。

また、当該情報は、本件財団法人の内部管理に属する情報としての側面も認められるが、当該情報の上記のような内容、既に平成21年度に係る正規の事業計画書及び収支予算書が、指導監督基準により、一般の閲覧に供されていること、本件財団法人が市との関係が深い公益法人であること、並びに本件財団法人は当該情報の開示について反対していないことを勘案すると、当該情報を現時点で公にしても、本件財団法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものとは認められない。

## イ 平成22年度に係る情報

### (ア) 用地取得等の情報

用地取得等の情報については、本件財団法人の宅建業に係る将来の販売、営業等に関する具体性の高い情報であると認められるが、既に本件財団法人は、宅建業を廃業していることから、用地取得等の情報が将来の販売、営業等に関する情報であっても、現時点で用地取得等の情報を公にすることにより、実施機関が主張するような第三者が不測の干渉をなすおそれや競争上の地位を害するおそれが生じるとは認められない。

また、本件土地の造成に係る情報についても、既に本件財団法人は、本件土地の取得を取りやめ、さらに、宅建業を廃業していることから、現時点で当該情報を公にしても、競争上の不利等が生じるおそれがあるとは認められない。

したがって、用地取得等の情報は、現時点で公にすることにより、本件財団法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものとは認められない。

### (イ) 用地取得等の情報以外の情報

用地取得等の情報以外の情報は、おおむね本件財団法人の運営、管理等に関する継続的な情報や定型的な情報であるとともに、指導監督基準により、一般の閲覧に供されている平成21年度までの事業計画書及び収支予算書の情報とおおむね類似するものであると認められる。

また、当該情報は、将来の事業計画及び収支予算に関する情報であり、本件財団法人の内部管理に属する情報としての側面も認められるが、当該情報の上記のような内容、本件財団法人が市との関係が深い公益法人であること及び本件財団法人は当該情報の開示について反対していないことを勘案すると、当該情報を現時点で公にしても、本件財団法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものとは認められない。

以上のことから、本件情報は、公にすることにより、本件財団法人の権利、競争

上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは認められず、条例第7条第3号アに該当しない。また、本件情報は、監督規則により、寄附行為変更申請時に実施機関に対して提出しなければならないとされているものであることから、同号イに該当しないことは明らかである。

したがって、本件情報は、条例第7条第3号に該当せず、開示すべきである。

#### (5) 実施機関のその他の主張について

実施機関は、「本件情報は、いまだ理事会の承諾を得たものでもなく、団体内部の未成熟な情報である。」と主張する。しかし、本件情報は、監督規則により、本件財団法人の理事長が、実施機関に提出したものであることから、本件財団法人において、一定の意思決定がなされた上で、提出されたものであると認められる。したがって、本件情報は、団体内部に留まる未成熟な情報とまでは認められない。

また、実施機関は、判例1及び判例2に基づき、本件情報が条例第7条第3号アに該当すると主張する。しかし、判例1は、公益法人に係る裁判例ではなく、株式会社に関する資金計画書等の裁判例であり、また、判例2は、公益法人に関する収支決算書等の裁判例であるが、指導監督基準に基づく、公益法人の業務、財務等に関する資料の閲覧制度ができる以前になされた判断であることから、それらの判例の考え方がそのまま当てはまるものではないと考えられる。さらに、仮に、判例1及び判例2の考え方に照らして判断したとしても、本件処分後の事情などを考慮すれば、上記(4)で述べたとおり、本件情報は、条例第7条第3号アに該当するものとは認められない。

したがって、実施機関のその他の主張は、上記の当審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 7 付言

当審査会は、実施機関に対して、以下のとおり付言する。

異議申立てに係る非開示情報について、原処分後に判明した事柄や事情の変化等により、条例で規定する非開示情報に該当する事由が消滅したと認められる場合にあっては、実施機関は、条例の目的にかんがみ、非開示情報に該当しなくなったと認められる情報について、可能な限り、その非開示事由が消滅したと認められる時点において、原処分の変更等を行い、当該情報の開示の実施に努めることを当審査会は望むものである。

## 8 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

## 別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 21 年 2 月 6 日	諮問を受け付けた。	
平成 21 年 3 月 5 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 21 年 3 月 27 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 21 年 4 月 21 日	実施機関から意見書を受け付けた。	
平成 21 年 4 月 27 日	審議	第 219 回
平成 21 年 5 月 7 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 21 年 5 月 25 日	審議	第 220 回
平成 21 年 6 月 22 日	審議	第 221 回
平成 21 年 7 月 24 日	審議	第 222 回
平成 21 年 8 月 20 日	審議	第 223 回
平成 21 年 9 月 28 日	審議	第 224 回
平成 21 年 10 月 26 日	審議	第 225 回
平成 21 年 11 月 16 日	審議	第 226 回
平成 21 年 12 月 22 日	審議	第 227 回
平成 22 年 1 月 25 日	審議（答申）	第 228 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上野 征洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 219 回～第 224 回
興津 哲雄	弁護士	第 219 回～第 228 回
佐藤 登美	静岡県看護協会 会長	第 221 回～第 224 回
鈴木 紀子	弁護士	第 219 回～第 223 回、 第 225 回～第 228 回
田中 克志	静岡大学 法科大学院 院長	第 219 回～第 224 回
根木 真理子	静岡大学 教育学部 教授	第 219 回～第 228 回
望月 律子	静岡赤十字病院 副院長兼看護部長	第 225 回～第 228 回
森 俊太	静岡文化芸術大学文化政策学部 教授	第 225 回～第 228 回
山本 雅昭	静岡大学法科大学院 准教授	第 225 回～第 228 回